

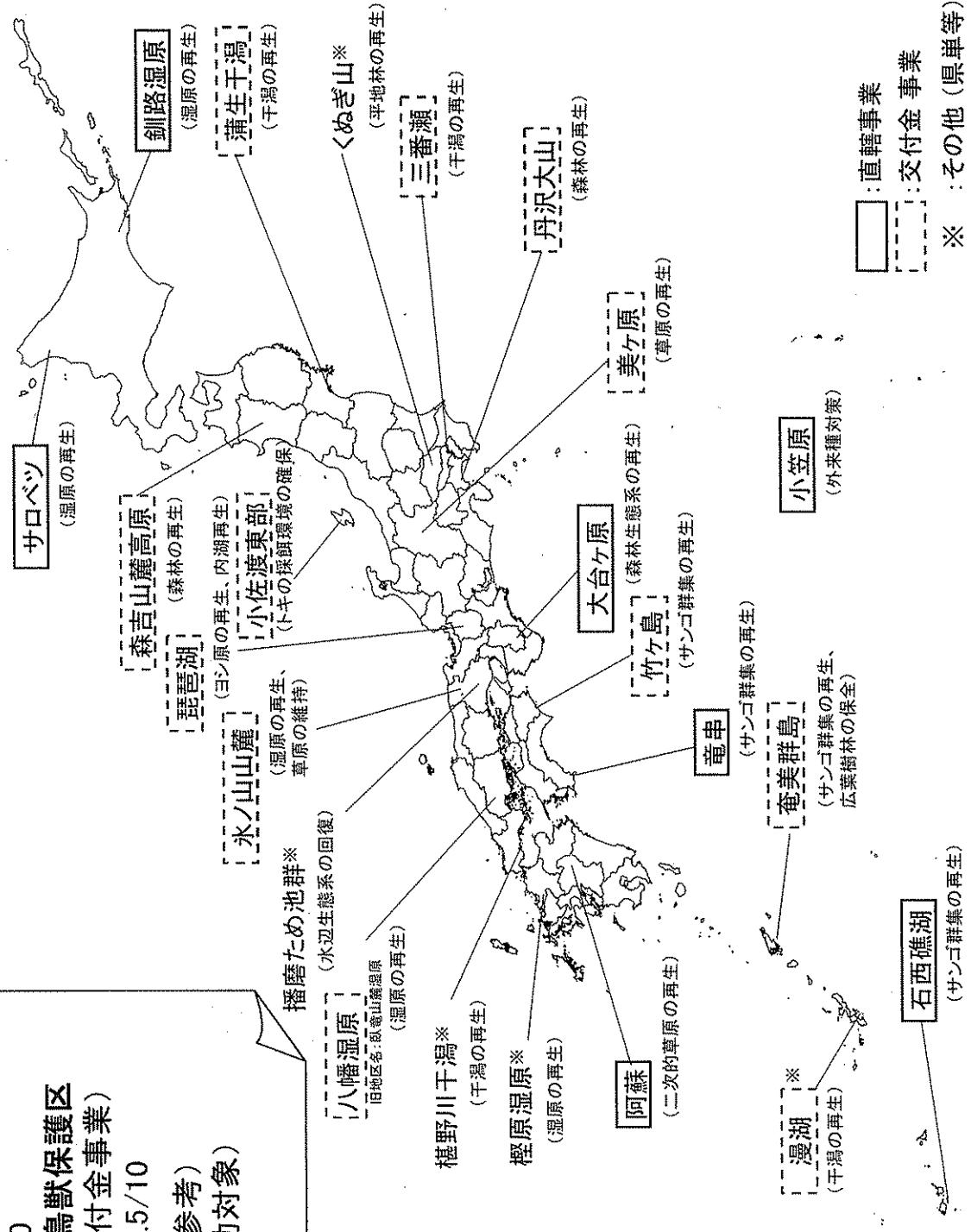
自然再生事業(実施箇所)の全国位置図

○国立公園
(環境省直轄事業)
7地区、国費10/10

○国定公園・国指定鳥獣保護区
(自然環境整備交付金事業)
12地区、交付率4.5/10

○自然公園区域外(参考)
(H16年度迄補助対象)
4地区

平成18年度環境省 自然再生事業実施箇所



○ 自然再生推進会議の開催状況

自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進するための連絡調整

【開催実績】

○ 平成15年度 第1回 平成15年10月16日

(主な内容)

- ・ 自然再生推進会議の設置、同設置に関する4省申合せ事項の確認
- ・ 自然再生専門家会議の開催に関する申合せ事項の確認
- ・ 各地方出先機関に設置した相談窓口のネットワークへの連携した取組の確認

○ 平成16年度 未開催

(注) 専門家会議が開催されなかつたため未開催 (全体構想及び事業実施計画の送付
がなかつたため)

○ 平成17年度 第1回 平成17年 7月 4日

(主な内容)

- ・ 事務局から、全国における自然再生協議会の設置状況、平成17年度第1回及び第2回自然再生専門家会議の内容、自然再生事業の進捗状況の公表について説明
- ・ 事務局から、助言に当たつての手続き、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議の開催頻度等について説明
- ・ 事務局から、地方ブロック会議について説明。国土交通省から、釧路湿原自然再生事業の連携状況について発表

(注) 地方ブロック会議

主務省庁地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワーク強化と地方出先機関が連携した自然再生の取組みの推進のための連絡調整会議

平成15年度から、全国8ブロックにおいて、毎年1回開催

自然再生推進会議の設置について

平成15年10月16日

環境省
農林水産省
国土交通省
文部科学省

1 目的

自然再生推進法（平成14年法律第148号。）第17条第1項に基づき、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため、自然再生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 組織

（1）会議は、次に掲げる者をもって構成する。

環境省自然環境局長
農林水産省大臣官房技術総括審議官
農林水産省農村振興局長
農林水産省林野庁次長
農林水産省水産庁次長
国土交通省総合政策局長
国土交通省都市・地域整備局長
国土交通省河川局長
国土交通省港湾局長
文部科学省生涯学習政策局長

（2）会議に議長を置く。議長は構成員の互選によって定める。

（3）会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、その意見を聞くことができる。

3 幹事会

（1）会議を補佐するため、会議に幹事会を置く。

（2）幹事会の構成員は、会議の構成員がそれぞれ指定した官職にある者とする。（別紙）

4 庶務

会議の庶務は、会議の議長を務める構成員の幹事において処理する。

5 雜則

前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

〔幹事会の構成員〕

環境省自然環境局自然環境計画課長
農林水産省大臣官房環境政策課長
農林水産省農村振興局整備部農村整備課長
農林水産省林野庁森林整備部計画課長
農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課長
国土交通省総合政策局国土環境・調整課長
国土交通省総合政策局環境・海洋課長
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長
国土交通省河川局河川環境課長
国土交通省港湾局環境整備計画室長
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長

○ 自然再生専門家会議の開催状況

自然環境に関する専門的知識を有する者で組織し、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため意見聴取

【開催実績】

○ 平成15年度 第1回 平成15年10月16日

(主な内容)

- ・ 自然再生専門家会議を設置
- ・ 事務局である環境省、農林水産省及び国土交通省から、荒川（埼玉県）、釧路湿原（北海道）の事例について説明及び意見交換

○ 平成16年度 未開催

(注) 全体構想及び事業実施計画の送付がなかったため未開催

○ 平成17年度 第1回 平成17年 6月10日

(主な内容)

- ・ 事務局から、自然再生協議会の設置状況及び概要について説明
- ・ 事務局から、代表的な事例として、神於川、荒川太郎右衛門、釧路湿原、上サロベツにおける自然再生協議会の取組みを紹介
- ・ 事務局から、助言に当たっての手続き、専門家会議の開催頻度及び時期について説明
- ・ 事務局から、樺原湿原地区自然再生事業計画について説明
- ・ 意見交換

○ 平成17年度 第2回 平成17年 6月20日

(主な内容)

- ・ 事務局から、第1回自然再生専門家会議における主な意見について説明
- ・ 事務局から、樺原湿原地区自然再生実施計画について説明（助言なし）
- ・ 事務局から、神於山地区自然再生実施計画について説明（助言なし）
- ・ 意見交換

自然再生専門家会議の開催について

平成15年10月16日

環境省

農林水産省

国土交通省

1 目的

自然再生推進法（平成14年法律第148号。以下「法」という。）第9条第6項に基づき主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に關し必要な助言をする場合又は法第17条第1項に基づき自然再生推進会議において連絡調整を行う際に、法第9条第6項又は法第17条第2項に基づきその意見を聴くため、環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に關し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 委員

委員は、自然環境に關し専門的知識を有する者のうちから、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が共同で委嘱する。

3 委員長

- (1) 会議に、委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 会議の公開

会議の議事は、原則公開とする。

5 事務局

会議の事務局は、環境省、農林水産省及び国土交通省が共同で務める。

6 雜則

前各項に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

<自然再生専門家会議 委員>

池谷 奉文	財団法人日本生態系協会会長
大和田 紘一	熊本県立大学環境共生学部教授
小野 勇一	北九州市立自然史博物館館長
近藤 健雄	日本大学理工学部海洋建築工学科教授
進士 五十八	東京農業大学長
鈴木 和夫	日本大学生物資源科学部教授
※辻井 達一	財団法人北海道環境財団理事長
辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学研究科教授
広田 純一	岩手大学農学部農林環境科学科教授
吉田 正人	江戸川大学社会学部環境デザイン学科助教授
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
和田 恵次	奈良女子大学理学部生物科学科教授

(五十音順、敬称略)

※は委員長